

運営規程

訪問介護

マザーレイク田上訪問介護事業所

マザーレイク株式会社

# 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 マザーレイク株式会社が開設するマザーレイク田上訪問介護事業所(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。  
2 事業の実施に当たっては、大津市、草津市の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 マザーレイク田上訪問介護事業所  
所在地 滋賀県大津市黒津一丁目6-18

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) サービス提供責任者:1名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員：7名以上  
訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日～金曜日とする(12月29日～1月3日を除く)  
(2) 営業時間は、午前9：00から午後6：00までとする。
- 2 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。
- (1) サービス提供日は、日曜日～土曜日とする(12月29日～1月3日を除く)  
(2) サービス提供時間は、午前6：00～午後10：00までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険割合証に記載の割合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 サービス利用を中止する場合のキャンセル料金規定について

- (1) サービス提供の12時間前までに連絡がない場合1000円ご負担頂きます。
- (2) サービス提供の12時間前までに連絡があった場合キャンセル料金は不要です。

3 法定代理受領に該当しない場合、訪問介護を提供した場合には介護報酬告示上の額とし、サービス提供証明書の交付を行う。

4 交通費について第10条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

通常の実施地域を越えた地点から

- (1) 片道5km未満 400円/km
- (2) 片道5km～10km未満 800円/km
- (3) 片道10km以上、5kmまで毎に400円/km加算
- (4) タクシーを利用した場合は実費負担

5 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情時の対応について)

第8条 事業者は提供したサービス内容に関して苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

(事故時の対応について)

第9条 事業者は提供したサービス内容に関して利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、迅速かつ誠実に対応する。

2 損害賠償が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大津市・草津市とする。

(人権の擁護・虐待の防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(暴力団排除)

第13条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の訪問介護員等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。)であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため採用時研修及び継続研修の機会を設けるものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はマザーレイク株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(掲示)

第15条

運営規程の概要 勤務体制その他利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(付則)

この規程は令和4年 11月 1日から施行する。